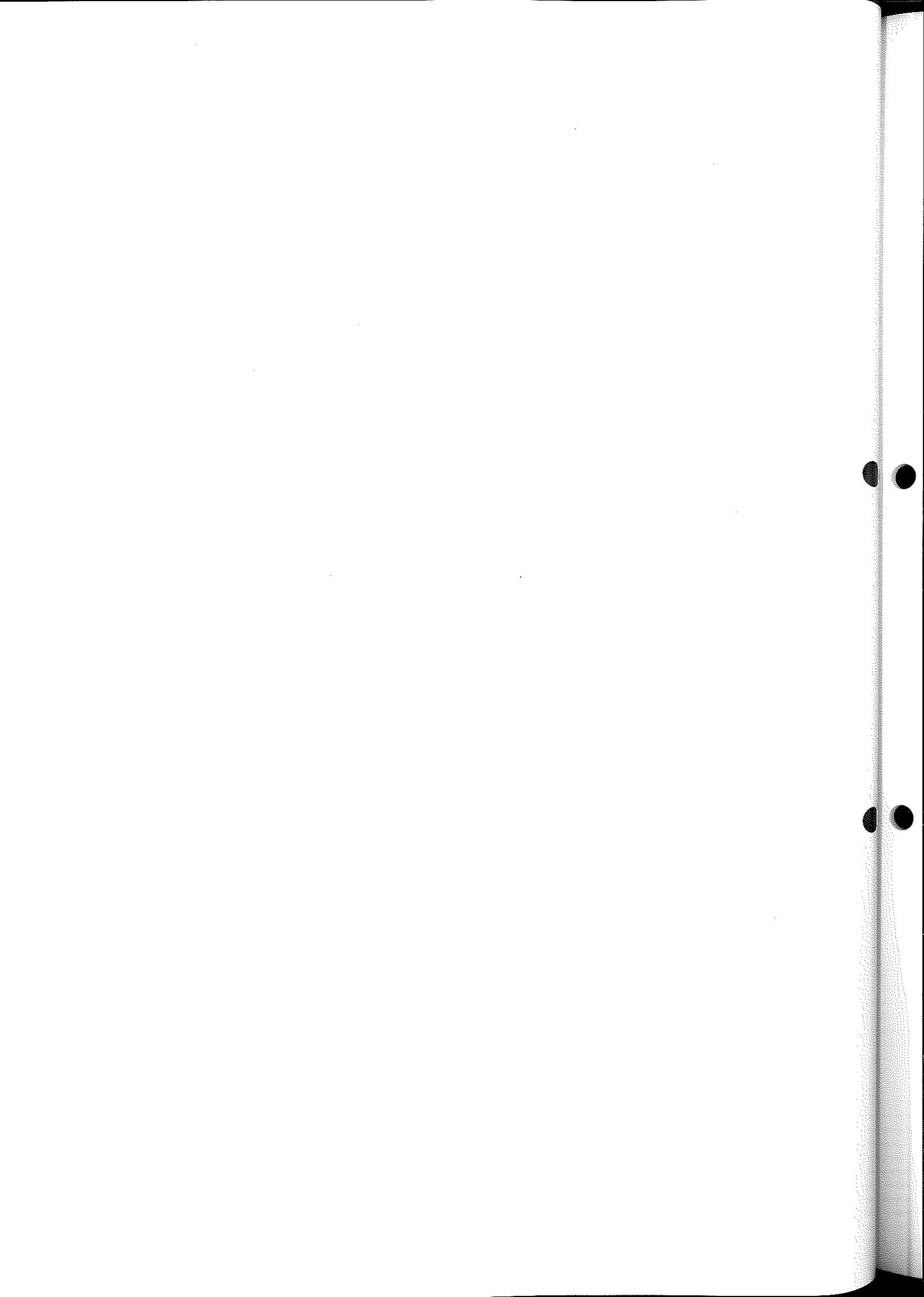


市 会 議 案

令和3年9月定例会（令和3年9月10日提出）

名 古 屋 市



目 次

令和3年第138号議案	名古屋市個人情報保護条例の一部改正について……………	1頁
令和3年第140号議案	市道路線の認定及び廃止について……………	11頁

令和3年第138号議案

名古屋市個人情報保護条例の一部改正について

名古屋市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和3年9月10日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市個人情報保護条例の一部を改正する条例

名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第9項」に改める。

第20条第1項第3号ただし書中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第14条第2号ハに規定する公務員等」を「国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員」に改める。

第40条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条

第 8 号」に、「同条第 8 号」を「同条第 9 号」に改める。

第70条第1項第1号中「第52条第1項」を「第52条（第2号を除く。）」に改め、同条第2項第2号中「（行政機関個人情報保護法）」を「（個人情報保護法）」に、「行政機関個人情報保護法第4章」を「個人情報保護法第5章第4節」に改める。

第75条中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第4号に掲げる規定（同法第50条及び附則第46条の規定に限る。）の施行の日から施行する。ただし、第40条の改正規定は、公布の日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、個人情報の保護に関する法律等の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市個人情報保護条例 (抜すい)

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) }
↳ } (略)
(3) }

(4) 事業者 法人その他の団体 (国、独立行政法人等 個人情報保護に関する法律 (平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。) 第2条第1項 第9項 に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。第20条において「法人等」という。) 及び事業を営む個人をいう。

(5) }
↳ } (略)
(9) }

(保有個人情報の開示の義務)

第20条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報 (以下「非開示情報」という。) のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) }
(2) } (略)

(3) 開示請求者以外の者の個人情報 (事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。) であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の

正当な権利利益を害するおそれがあるもの又は開示請求者以外の特定の者を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがある情報。ただし、その者が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第14条第2号ハに規定規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員する公務員等及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を開示することにより、その者の正当な権利利益を害するおそれがある場合にあつては、当該部分を除く。）を除く。

(4) }
(5) } (略)
(9) }

2 (略)

(保有個人情報の提供先への通知)

第40条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）の規定により記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(適用除外)

第70条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及

び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
報その他の同法第52条^(第2号を除く。)_{第1項}に規定する個人情報

(2) } (略)
(3) }

2 第3章及び第4章の規定は、次に掲げる保有個人情報については、適用し
ない。

(1) (略)

(2) 法律^{(個人情報保護法}_{行政機関個人情報保護法}を除く。)の規定により^{個人情報保護法}_{行政機関個人情}
^{第5章第4節}_{報保護法第4章}の規定の適用を除外されている保有個人情報

第75条 実施機関の職員（給与又は報酬が支給されない特別職（地方公務員法

^(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する特別職をいう。以下この
条において同じ。)の職員及び法令により設置が義務付けられている特別職
の職員を除く。以下この条において同じ。)又は職員であった者が、正当な
理由がないのに、職務上知り得た個人の秘密を漏らしたときは、1年以下の
懲役又は3万円以下の罰金に処する。ただし、地方公務員法その他の法令に
別段の定めがある場合は、この限りでない。

(参考 2)

参 照 条 文

1 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）抜すい 新旧対照（
改正後）
改正前）

（定義）

第2条（略）

2
3
—
4
5
—
7
4
8
5
9
—
10
6
11
7
—
8

（略）

9 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び別表第1に掲げる法人をいう。

10
11
—
12

（略）

2 国家公務員法（昭和22年法律第120号）抜すい

（一般職及び特別職）

第2条 国家公務員の職は、これを一般職と特別職とに分つ。

（第2項から第7項まで 略）

3 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）抜すい

（定義）

第2条 （略）

2 }
3 } (略)

4 この法律において「行政執行法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与の下に確実に執行することが求められるものを国が事業年度ごとに定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、その公共上の事務等を正確かつ確実に執行することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。

4 地方公務員法（昭和25年法律第261号）抜すい

（この法律の効力）

第2条 地方公務員（地方公共団体のすべての公務員をいう。）に関する従前の法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程の規定がこの法律の規定に抵触する場合には、この法律の規定が、優先する。

5 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

（平成25年法律第27号）抜すい 新旧対照 ^{改正後}_{改正前}

(情報提供等の記録)

第23条 (略)

2 (略)

3 内閣総理大臣、総務大臣は、第19条 第8号 第7号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があつたときは、前2項に規定する事項を情報提供ネットワークシステムに記録し、当該記録を第1項に規定する期間保存しなければならない。

6 統計法(平成19年法律第53号) 抜すい 新旧対照 (改正後)
(改正前)

(個人情報の保護に関する法律の適用除外)

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の適用除外)

第52条 個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下この条において同じ。) 基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報であつて、(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第2項に規定する個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報の

保護に関する法律(平成15年法律第59号。次項において「独立行政法人等個

人情報保護法」という。) 第2条第2項に規定する個人情報をいう。以下こ

の項において同じ。)、事業所母集団データベースに含まれる個人情報並び

に第29条第1項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報に

含まれる個人情報については、これらの法律の規定は、適用しない。

(1) 基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

(2) 指定独立行政法人等であつて、個人情報の保護に関する法律第2条第9

項に規定する独立行政法人等に該当するものが行った統計調査に係る調査

票情報に含まれる個人情報

(3) 事業所母集団データベースに記録されている情報に含まれる個人情報

(4) 第29条第1項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報
に含まれる個人情報

2 指定独立行政法人等であって、独立行政法人等個人情報保護法第2条第1
項に規定する独立行政法人等に該当するものが行った統計調査に係る調査票
情報に含まれる個人情報（同条第2項に規定する個人情報をいう。）につい
ては、独立行政法人等個人情報保護法の規定は、適用しない。

令和3年第140号議案

市道路線の認定及び廃止について

次のように市道路線の認定及び廃止を行うものとする。

令和3年9月10日提出

名古屋市長 河村 たかし

認定する路線

整理 番号	路線名	起 点	摘要
		終 点	
1	泰明町第1号線	名古屋市港区川西通4丁目23番地先	第1 附図
		名古屋市港区泰明町1丁目1番地先	
1	志段味線自転車歩行者 道第5号	名古屋市守山区大字上志段味字二之 輪1725番の13地先	第2 附図
		名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2074番の2地先	
2	上志段味自転車歩行者 道第6号線	名古屋市守山区大字上志段味字二之 輪1669番の1地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字二之 輪1668番の2地先	
3	上志段味自転車歩行者 道第7号線	名古屋市守山区大字上志段味字樹木 1663番地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字稲堀 田新田1775番の1地先	

4	上志段味自転車歩行者道第8号線	名古屋市守山区大字上志段味字大塚1287番の2地先	”
		名古屋市守山区大字上志段味字東谷2074番の2地先	
5	上志段味自転車歩行者道第9号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷2074番の2地先	”
		名古屋市守山区大字上志段味字東谷2074番の167地先	
6	上志段味自転車歩行者道第10号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷2088番の94地先	”
		名古屋市守山区大字上志段味字東谷2086番の61地先	
1	緑笹塚第1号線	名古屋市緑区鳴海町字鶴ヶ沢22番の27地先	第3
		名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の51地先	附図
2	緑笹塚第2号線	名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の51地先	”
		名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の534地先	
3	緑笹塚第3号線	名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の51地先	”
		名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の46地先	
1	梅が丘二丁目第5号線	名古屋市天白区梅が丘二丁目1318番の2地先	第4
		名古屋市天白区梅が丘二丁目1318番の7地先	附図

1	則武新町三丁目第8号線	名古屋市西区則武新町三丁目142番の2地先	第5
		名古屋市西区則武新町三丁目123番の2地先	附図

一部廃止する路線

整理 符号	路線名	起 点	摘要
		終 点	
ア	池上第1号線	名古屋市緑区文久山934番地先	第6
		名古屋市緑区文久山934番地先	附図
イ	五百根線	名古屋市緑区文久山1112番地先	"
		名古屋市緑区文久山1011番の2地先	

廃止する路線

整理 番号	路線名	起 点	摘要
		終 点	
1	前新田縦32号線	名古屋市港区寛政町3丁目7番の3地先	第7
		名古屋市港区寛政町3丁目7番の3地先	附図
1	森孝元補東西第2号線	名古屋市守山区森孝一丁目501番地先	第8
		名古屋市守山区森孝一丁目501番地先	附図

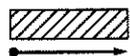
(理 由)

この案を提出したのは、市道路線の認定及び廃止をする必要があるによる。

第1附図



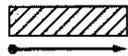
凡例

 市道に認定する路線

第2附図

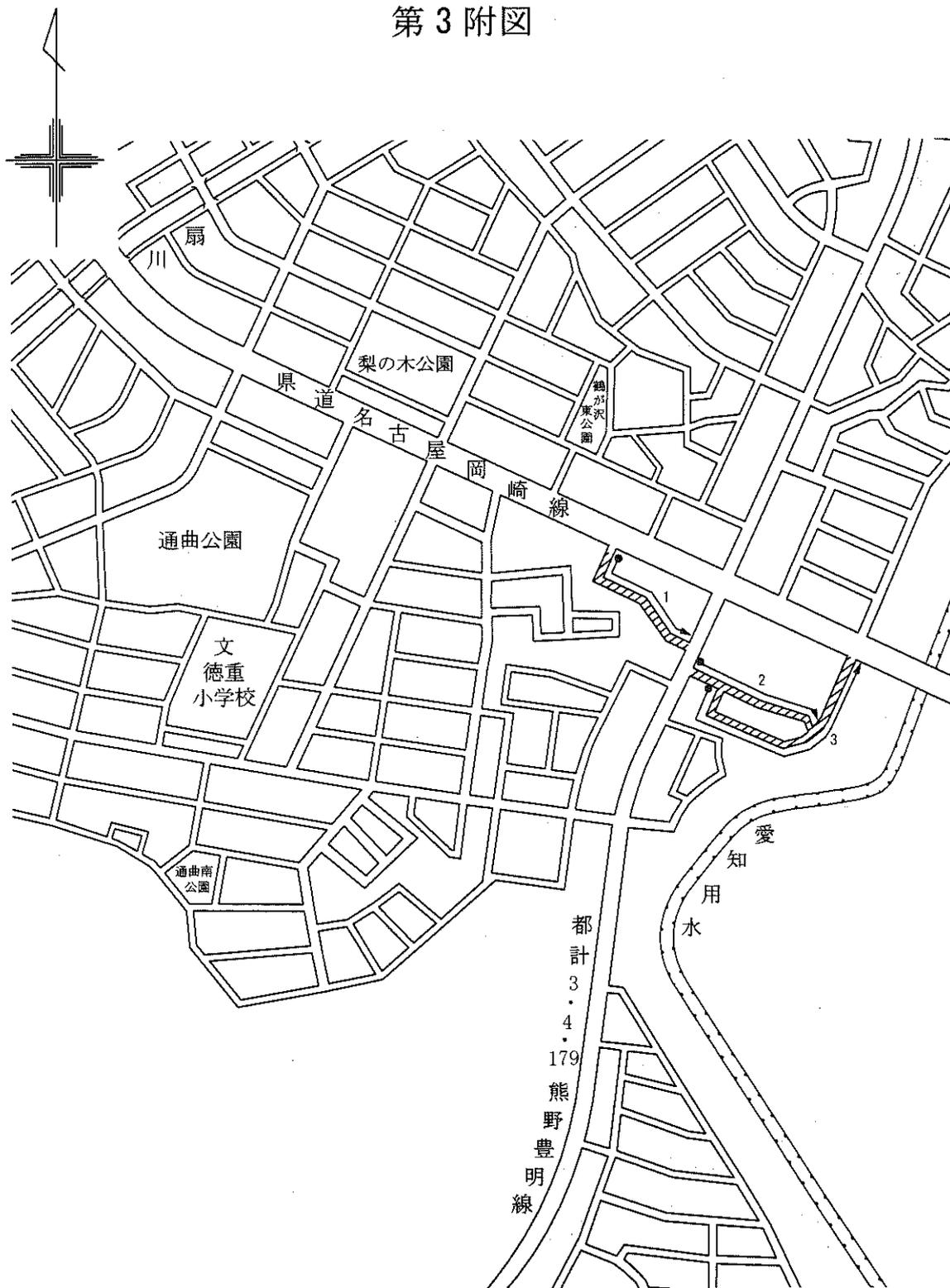


凡例



市道に認定する路線

第3附図



凡例

 市道に認定する路線

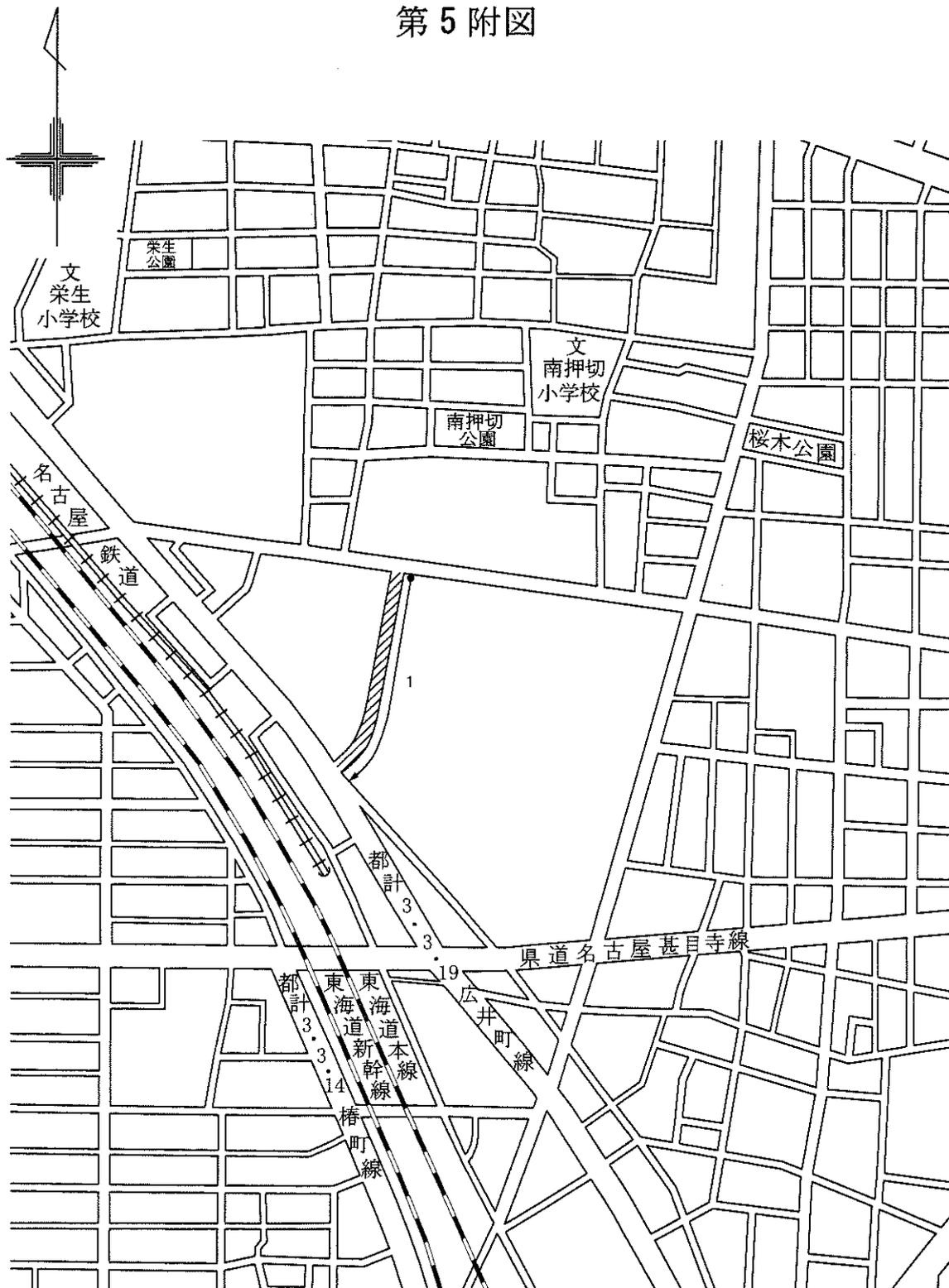
第4附図



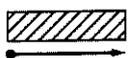
凡例

 市道に認定する路線

第5附図

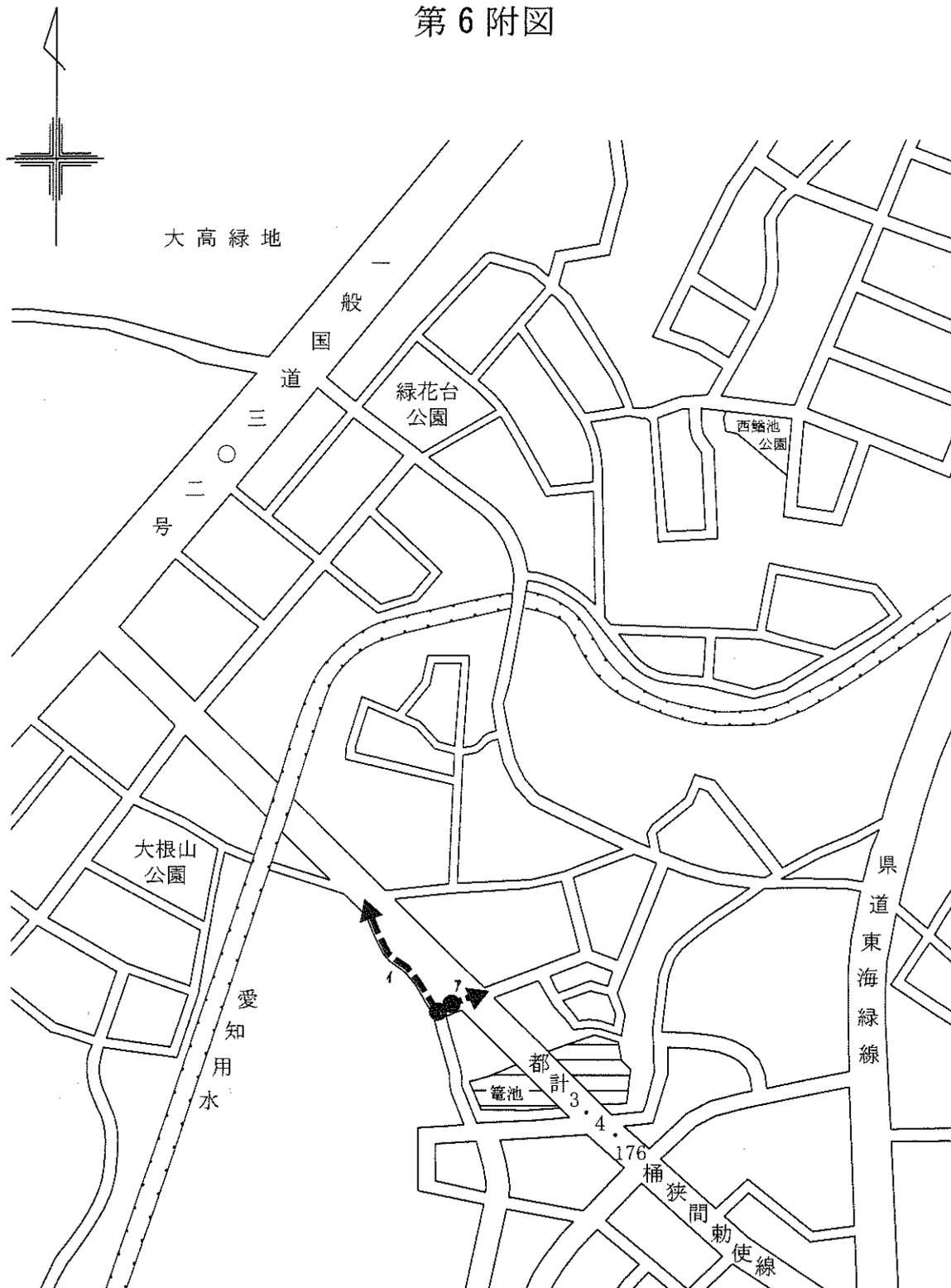


凡例



市道に認定する路線

第 6 附図



凡 例

●-----> 一部廃止する路線

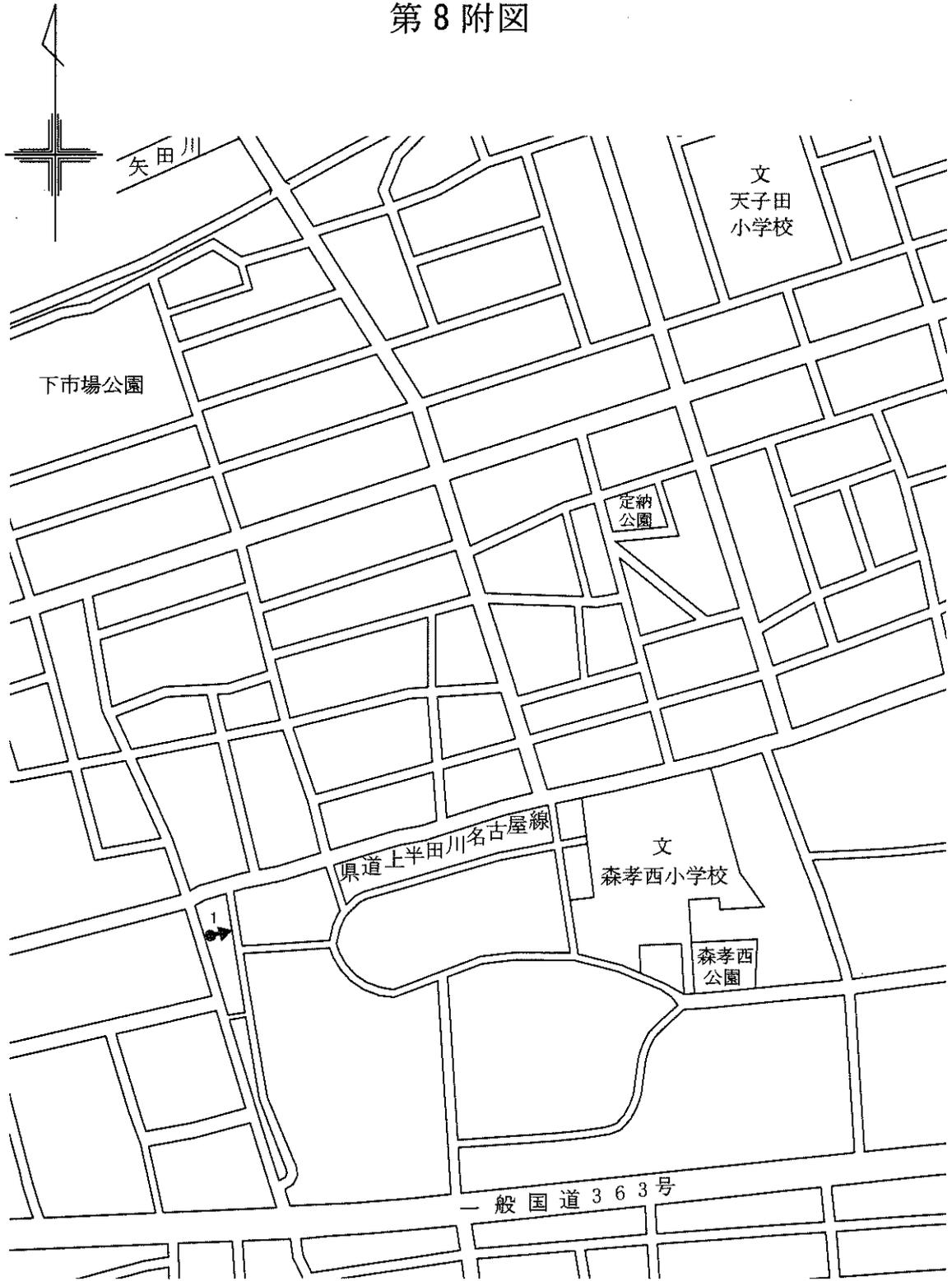
第7附図



凡例

 廃止する路線

第 8 附図



凡 例

➡ 廃止する路線

(参 考)

参 照 条 文

道路法（昭和27年法律第180号）抜すい

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 }
4 } (略)
5 }

（路線の廃止又は変更）

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 (略)

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

令和3年第141号議案

市長の給料の特例に関する条例の制定について

市長の給料の特例に関する条例を次のとおり定めるものとする。

令和3年9月10日提出

名古屋市長 河村 たかし

市長の給料の特例に関する条例

この条例施行の際現に市長の職にある者の給料月額、市長等の給与の特例に関する条例（令和3年名古屋市条例第38号）第1条の規定にかかわらず、この条例の施行の日の属する月の翌月の初日から3月間、同条の規定により支給することとなる額から、当該額に100分の100を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、東京2020オリンピック競技大会のソフトボール競技に関する優勝報告における市長の不適切な言動に対する責任を明らかにするため、市長の給料を減額する必要があるによる。

(参 考)

参 照 条 文

市長等の給与の特例に関する条例（抜すい）

（市長の給料月額の特例）

第1条 この条例施行の際現に市長の職にある者（以下「市長」という。）の給料月額は、特別職に属する職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第6号。以下「特別職条例」という。）第2条第1号の規定にかかわらず、500,000円とする。

